

政令第 号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第四項、第七条第一項及び第十六条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

（民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模）

第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次の各号のいずれにも該当するものが施行され、又は施行されることが確実にあると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合にあっては、〇

・二五へクターとする。

一 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものであること。

二 基本方針のうち法第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

三 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること。

（認定事業者が都市計画の決定等を提案することができる都市施設）

第三条 法第十六条第一項第四号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場その他の公共空地

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四 河川、運河その他の水路

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七 防水、防砂又は防潮の施設

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十八号から第百号まで」を「第三十九号から第百一号まで」に改め、第百号を第百一号とし、第三十八号から第九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する交付金

(国土交通省組織令の一部改正)

3 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条を次のように改める。

（調整課の所掌事務）

第六十五条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関すること。

二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の規定による基本方針の策定及び交付金の交付に関すること。

第八十六条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

第六十条第五号中「のうち」を「並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、」に改める。

理由

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行に伴い、拠点施設整備事業により建築物及びその敷地と併せて整備されるべき公共の用に供する施設等を定める必要があるからである。